

平成29年3月3日招集

平成29年 第3回

# 佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

## 目次

議案第5号	佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第6号	佐渡市個人情報保護条例及び佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第7号	佐渡市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7
議案第8号	佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	12
議案第9号	佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第10号	佐渡市診療所条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第11号	佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第12号	佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について	21
議案第13号	佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第14号	佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の制定について	33
議案第15号	佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37

議案第16号	佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第17号	佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第18号	佐渡市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第19号	佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第20号	佐渡市コーポハウス条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第21号	佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第22号	公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）	53
議案第23号	公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）	54
議案第24号	財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館）	55
議案第25号	財産の無償譲渡について（旧吉岡消防団機械器具置場）	56
議案第26号	相互救済事業の委託について	57
議案第27号	団体営土地改良事業の変更について（江積地区）	58
議案第28号	佐渡市辺地総合整備計画（平成28～30年度）の変更について	59

議案第29号	平成28年度佐渡市一般会計補正予算(第8号)について	60
議案第30号	平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	60
議案第31号	平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	60
議案第32号	平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算(第4号)について	60
議案第33号	平成28年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第3号)について	60
議案第34号	平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第3号)について	60
議案第35号	平成28年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算(第1号)について	60
議案第36号	平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算(第4号)について	60
議案第37号	平成28年度佐渡市水道事業会計補正予算(第3号)について	60
議案第38号	平成29年度佐渡市一般会計予算について	60
議案第39号	平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について	60
議案第40号	平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について	60
議案第41号	平成29年度佐渡市介護保険特別会計予算について	60
議案第42号	平成29年度佐渡市下水道特別会計予算について	60
議案第43号	平成29年度佐渡市小水力発電特別会計予算について	60

議案第44号	平成29年度佐渡市歌代の里特別会計予算について	61
議案第45号	平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について	61
議案第46号	平成29年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について	61
議案第47号	平成29年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について	61
議案第48号	平成29年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について	61
議案第49号	平成29年度佐渡市真野財産区特別会計予算について	61
議案第50号	平成29年度佐渡市病院事業会計予算について	61
議案第51号	平成29年度佐渡市水道事業会計予算について	61
議案第52号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第53号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第54号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第55号	佐渡市新畑野財産区管理委員の選任について	最終日上程

議案第5号

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年佐渡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分		報酬の額
1 教育委員会	委員長	月額 56,800円
	委員長職務代理者	月額 37,600円
	委員	月額 37,600円
2 選挙管理委員会	委員長	月額 25,200円
	委員	月額 16,000円
3 監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	月額 63,800円
	議員のうちから選任された委員	月額 37,600円
4 農業委員会	会長	月額59,900円に年額445,000円以内で市長が別に定める額を加算した額
	会長職務代理者	月額34,200円に年額445,000円以内で市長が別に定める額を加算した額
	部会長	月額32,700円に年額445,000円以内で市長が別に定める額を加算した額
	委員	月額30,800円に年額445,000円以内で市長が別に定める額を加算した額

	農地利用最適化推進委員	月額22,000円に年額445,000円以内で市長が別に定める額を加算した額
5	固定資産評価審査委員会 委員長	日額 11,400円
	委員	日額 9,100円
6	選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条第1項に定める額
7	投票所の投票管理者	
8	期日前投票所の投票管理者	
9	開票管理者	
10	投票所の投票立会人	
11	期日前投票所の投票立会人	
12	開票立会人	
13	選挙立会人	
14	社会教育委員会 委員長	日額 5,800円
	委員	日額 5,300円
15	公民館 公民館長(佐渡市公民館)	月額 66,900円
	公民館長(地区公民館)	月額 44,600円
	部長	月額 13,600円
	副部長	日額 5,300円
	部員	日額 5,300円
	分館長	年額 26,700円
16	スポーツ推進委員	年額 36,000円
17	社会教育指導員	月額 101,900円
18	植物園 園長	月額 14,600円
	学芸員	月額 9,700円
19	英語教育支援員	日額 5,300円
20	不登校児童生徒訪問指導員	日額 5,300円
21	外国語指導助手	月額 364,000円以内
22	国際交流員	月額 364,000円以内
23	保育園嘱託医、学校嘱託医及び学校	別表第1の2の額



薬剤師		
24 附属機関 の構成員	日額をもって定める者	附属機関の長 5,800円
		附属機関の委員 5,300円
25	その他の非常勤の特別職の職員	他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、予算の範囲内で別に定める額

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1の4の項の改正規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が退任したときは、その退任した日）の翌日から施行する。

議案第 6 号

佐渡市個人情報保護条例及び佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市個人情報保護条例及び佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市個人情報保護条例及び佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(佐渡市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 佐渡市個人情報保護条例(平成19年佐渡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第17条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年佐渡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

議案第7号

佐渡市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

佐渡市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐渡市行政改革推進委員会条例の一部改正)

第1条 佐渡市行政改革推進委員会条例(平成16年佐渡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(佐渡市個人情報保護制度審議会条例の一部改正)

第2条 佐渡市個人情報保護制度審議会条例(平成16年佐渡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(佐渡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 佐渡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年佐渡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

(佐渡市交通安全対策会議条例の一部改正)

第4条 佐渡市交通安全対策会議条例(平成16年佐渡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 佐渡市職員の給与に関する条例(平成16年佐渡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第4等級別基準職務表ア行政職給料表等級別基準職務表中

「

5級	1 会計管理者 2 課長、事務局長又は支所長の職務 3 センター長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
6級	1 総合政策監 2 会計管理者、課長又は事務局長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う

	職務
--	----

を  
「

5 級	1 会計管理者 2 副部長 3 課長、事務局長又は支所長の職務 4 センター長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
6 級	1 部長 2 会計管理者、副部長、課長又は事務局長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務

に改める。

（佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例の一部改正）

第6条 佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例（平成16年佐渡市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

（佐渡市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）

第7条 佐渡市予防接種健康被害調査委員会条例（平成16年佐渡市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

（佐渡市市有林地管理会条例の一部改正）

第8条 佐渡市市有林地管理会条例（平成16年佐渡市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項を削る。

（佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第9条 佐渡市水道事業の設置等に関する条例（平成16年佐渡市条例第292号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「上下水道課」を「建設部」に改める。

( 佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部改正 )

第10条 佐渡市特別職報酬等審議会条例 ( 平成16年佐渡市条例第331号 ) の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

( 佐渡市総合計画審議会条例の一部改正 )

第11条 佐渡市総合計画審議会条例 ( 平成16年佐渡市条例第332号 ) の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

( 佐渡市都市計画審議会条例の一部改正 )

第12条 佐渡市都市計画審議会条例 ( 平成16年佐渡市条例第333号 ) の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

( 佐渡市水道運営審議会条例の一部改正 )

第13条 佐渡市水道運営審議会条例 ( 平成16年佐渡市条例第334号 ) の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

( 佐渡市マリンタウンプロジェクト推進委員会条例の一部改正 )

第14条 佐渡市マリンタウンプロジェクト推進委員会条例 ( 平成16年佐渡市条例第335号 ) の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

( 佐渡市林業振興協議会条例の一部改正 )

第15条 佐渡市林業振興協議会条例 ( 平成16年佐渡市条例第352号 ) の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

( 佐渡市企業誘致委員会条例の一部改正 )

第16条 佐渡市企業誘致委員会条例 ( 平成16年佐渡市条例第353号 ) の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

( 佐渡市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正 )

第17条 佐渡市いじめ問題対策連絡協議会等条例 ( 平成26年佐渡市条例第37号 ) の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「社会福祉課」を「市民福祉部」に改める。

第12条第2項第4号中「社会福祉課」を「市民福祉部」に改める。

第21条中「総務課」を「総務部」に改める。

(佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の一部改正)

第18条 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例(平成27年佐渡市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 審査会は、副市長及び総務部長並びに法令に関し専門的知識を有する者で組織する。

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



議案第 8 号

佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する  
条例の制定について

佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条  
例を次のとおり制定する。

平成29年 3 月 3 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する  
条例

佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例（平成18年佐渡市条例第65号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第9号

佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例（平成26年佐渡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(使用料及び入館料)」に改め、同条第1項中「又は入館料(以下「使用料等」という。)」を削り、「前納」を「納付」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の使用料及び入館料は、前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

第9条（見出しを含む。）中「使用料等」を「使用料」に改める。

第10条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条中「使用料等」を「使用料」に、「規則で定める事項に該当する」を「認める」に改める。

別表中「使用料等」を「使用料」に改める。

別表の 施設使用料の表催事スペース（半面使用）の部の次に次のように加える。

催事スペース (5分の1面使用)	平日	500	5,600
	休日等	600	6,700

別表の 施設使用料の表調理室の項中「700」を「500」に、「7,800」を「5,600」に改め、同表会議室の項の次に次のように加える。

ロビー	100	1,100
グリーンパーキング	100	1,100
南埠頭側グリーンプラザ	100	1,100

別表の 施設使用料の表備考3中「催事スペース」の次に「及びロビー」を加え、同表の 附属設備使用料の表音響設備の部及びその他の部を次のように改める。

音響設備	音響装置	1式	3,000
	跳ね返りスピーカー	1台	500
	ステージスピーカー	1式(2台)	1,000

	ワイヤレスマイクロホン	1本	500
	ダイナミックマイクロホン	1本	500
	インカム装置	1式	1,000
	BD・DVDプレーヤー	1台	1,000
	CD・MDプレーヤー	1台	500
	CD・USB・SDカードプレーヤー	1台	500
	CD・ラジオ・テープレコーダー	1台	500
	ポータブルPAスピーカー	1台	1,000
	PA器具持込料	1式	2,000
	持込器具用電源	1口	100
その他	プロジェクター	1式	1,000
	移動用スクリーン	1台	500
	展示パネル	1台	200
	持込器具用電源	1口	100
	平台	1枚	200
	畳	1枚	200
	金びょう風	1双	1,000
	ピアノ	1台	2,000
	譜面台	1台	100
	携帯無線機	1台	500
	横断幕テンションフレーム	1式	500

別表の 附属設備使用料の表備考2中「ダイナミックマイク」を「マイク」に改め、同表の 展示室入館料の表を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第10号

佐渡市診療所条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市診療所条例の一部を改正する条例

佐渡市診療所条例（平成16年佐渡市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新穂田野沢診療所の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第11号

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕



## 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例(平成16年佐渡市条例第300号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、衛生検査技師」を削る。

第4条第1号及び第2号中「5分の4」を「全額」に改める。

第5条第2号を次のように改める。

前条第2号に規定する奨学金の貸与については、申請日以降の納期未到来分から卒業の月までとする。

第5条に次の1号を加える。

前条第3号に規定する奨学金の貸与については、申請日の属する月から卒業の月までとする。

第9条第1号中の「相当する期間」の次に「又は5年」を加える。

第10条第1号中「4分の3の額」を「全額」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行し、改正後の佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の規定は、同日以降に新たに奨学金を貸与する者から適用する。

議案第12号

佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市税条例等の一部を改正する条例

(佐渡市税条例の一部改正)

第1条 佐渡市税条例(平成16年佐渡市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「、寡婦(寡夫)控除額」を削り、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第2項中「施行規則第2条第2項」を「法施行規則第2条第2項」に改め、同条第4項中「施行規則第5号の5様式」を「法施行規則第5号の5様式」に改める。

第87条第1項から第3項までを次のように改める。

軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

(佐渡市税条例の一部改正)

第2条 佐渡市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「2輪」を「二輪」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によっ

て軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を

課さない。

( 環境性能割の課税標準 )

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

( 環境性能割の税率 )

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

( 環境性能割の徴収の方法 )

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

( 環境性能割の申告納付 )

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

( 環境性能割に係る不申告等に関する過料 )

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

( 環境性能割の減免 )

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第1号中「2輪」を「二輪」に、「3輪」を「三輪」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第82条第3号中「2輪」を「二輪」に改める。

第83条(見出しを含む。)、第85条(見出しを含む。)及び第86条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中

「軽自動車税」を「種別割」に、「2輪」を「二輪」に、「法施行規則第33号の4様式」を「法施行規則第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「2輪」を「二輪」に、「法施行規則第33号の4様式」を「法施行規則第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「規則で定める」を削り、同条第7項中「、又は」を「又は」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、新潟県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、新潟県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。



( 軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例 )

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「新潟県知事」とする。

( 軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付 )

第15条の5 市は、新潟県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として新潟県に交付する。

( 軽自動車税の環境性能割の税率の特例 )

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「3輪」を「三輪」に改め、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

( 佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部改正 )

第3条 佐渡市税条例の一部を改正する条例(平成26年佐渡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「3輪」を「三輪」に改める。

附則第5条中「3輪」を「三輪」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「佐渡市税条例第82条及び」に改め、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	佐渡市税条例の一部を改正する条例(平成26年佐渡市条例第24号。以下この条例において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 佐渡市税条例の一部を改正する条例(平成27年佐渡市条例第44号)

の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで並びに次条及び附則第4条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

##### ( 市民税に関する経過措置 )

第2条 第2条の規定による改正後の佐渡市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

##### ( 軽自動車税に関する経過措置 )

第3条 第1条の規定による改正後の佐渡市税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第13号

佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例

佐渡市入湯税条例（平成16年佐渡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

日帰りの入湯客

第4条を次のように改める。

（入湯税の税率）

第4条 入湯税の税率は、入湯する者1人1日につき150円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第14号

佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の制定  
について

佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

## 佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 一人一人の子ども若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指し、地域の関係機関が連携し、総合的な子ども若者育成支援のための施策を推進するため、子ども若者相談センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する児童をいう。

発達障がい児等 次に掲げる者をいう。

ア 法第4条第2項に規定する障害児（イに掲げる者を除く。）

イ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児及びその疑いのある児童

保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

### (名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 佐渡市子ども若者相談センター

位置 佐渡市金井新保乙1107番地

### (業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業

法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業

法第44条の2に規定する児童家庭支援センターに関する業務

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第13条に規定する拠点としての機能を担う業務

前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(開館時間及び休館日)

第5条 センターの開館時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、佐渡市の休日を定める条例(平成16年佐渡市条例第2号)第1条第1項第2号及び第3号に定める日は除く。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(職員)

第6条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(利用者)

第7条 センターは、第1条の目的に沿って利用することができるものとする。ただし、第4条第1号及び第2号に掲げる事業(以下「児童発達支援事業」という。)を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

発達障がい児等及びその家族並びに当該発達障がい児等の支援に関わる者

前号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として市長が特に認める者

(利用の許可等)

第8条 児童発達支援事業を利用しようとする者は、規則に定めるところによりあらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第9条 市長は、前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。

感染症にかかり、他の者に感染するおそれがあると認められるとき。

前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第10条 児童発達支援事業の利用者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、1箇月につき、次に掲げる額の合計額とする。

同一の月に利用した事業について、児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用



(次号に掲げる費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)を合計した額

前号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当であると市長が認めるものの額

(使用料の減免)

第11条 市長は、別に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

議案第15号

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例（平成22年佐渡市  
条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表相川健康増進センターワイドブルーあいかわの項を削る。

第5条第1項の表相川健康増進センターワイドブルーあいかわの項を削  
る。

別表第1項の表を削り、同表第2項の表を同表第1項の表とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第16号

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の  
制定について

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次  
のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例（平成27年佐渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第17号

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市営住宅条例（平成16年佐渡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

別表第1 単独住宅の表下戸村住宅の項を削る。

別表第3 下戸村住宅の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第18号

佐渡市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕



## 佐渡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

佐渡市屋外広告物条例（平成27年佐渡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第20条中「補修」の次に「、除却」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（点検）

第20条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物等については、この限りでない。

2 規則で定める広告物等については、前項の点検は、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者が行わなければならない。

第21条第2項中「法第10条第2項第3号イに規定する」を削り、「又は」を「及び」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第19号

佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市教職員住宅条例(平成16年佐渡市条例第120号)の一部を次のように改正する。

第1条中「佐渡市立学校」を「佐渡市立学校等」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

(入居者等の資格)

第2条の2 住宅に入居することができる者(以下「入居資格者」という。)

は、佐渡市立小学校若しくは中学校又は市内の新潟県立中等教育学校若しくは新潟県立特別支援学校に勤務する教職員とする。

2 前項の規定にかかわらず、入居資格者と現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)を同居させることができる。

第3条を次のように改める。

(入居の申込み及び許可)

第3条 入居資格者で、住宅に入居しようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、入居の申込書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

(使用期間)

第3条の2 住宅の使用期間は、3年の範囲内の期間とする。ただし、当該使用期間は、変更し、又は更新することができるものとする。

第4条に次の1項を加える。

2 第3条の規定により教育委員会から許可を受けた者が、新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算とする。

別表第2の4 畑野教職員住宅の表中

「

1 1戸に2世帯入居する場合 の使用料は、各世帯につき左 記の半額とする。
---

2 使用期間が1箇月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算とする。

」を

「

1 戸に2世帯入居する場合の使用料は、各世帯につき左記の半額とする。

」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### ( 経過措置 )

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、佐渡市教職員住宅条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐渡市教職員住宅条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日において、佐渡市教職員住宅(以下この項において「住宅」という。)に入居している者で、施行日以後も引き続き居住するものの住宅の使用期間は、この条例による改正後の佐渡市教職員住宅条例第3条の2の規定にかかわらず、その者が住宅に入居した日から施行日の前日までの経過年数に応じ、佐渡市教育委員会において別に定める。

議案第20号

佐渡市コーポハウス条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市コーポハウス条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市コーポハウス条例の一部を改正する条例

佐渡市コーポハウス条例(平成16年佐渡市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第1条中「佐渡市立学校教職員」を「佐渡市立学校等教職員」に改める。

第3条の見出し中「入居」を「入居者等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「入居しようとする者」を「入居することができる者(以下「入居資格者」という。)」に改め、同項第1号を次のように改める。

佐渡市立小学校若しくは中学校又は市内の新潟県立中等教育学校若しくは新潟県立特別支援学校に勤務する教職員であること。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、入居資格者と現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)を同居させることができる。

第4条を次のように改める。

(入居の申込み及び許可)

第4条 入居資格者で、コーポハウスに入居しようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、入居の申込書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

第5条の次に次の1条を加える。

(使用期間)

第5条の2 コーポハウスの使用期間は、3年の範囲内の期間とする。ただし、当該使用期間は、変更し、又は更新することができるものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

(入居者の費用負担義務)

第6条の2 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

電気、ガス、水道及び下水道の使用料

コーポハウスの柱、壁、屋根、はり、床、階段等の修繕に要する費用を除くほか、軽微又は構造上重要でない部分の修繕に要する費用

汚物、し尿及びごみ処理に要する費用

## 共同施設の使用に要する費用

### 附 則

#### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### ( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、佐渡市コーポハウス条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐渡市コーポハウス条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日において、佐渡市コーポハウス(以下この項において「コーポハウス」という。)に入居している者で、施行日以後も引き続き居住するもののコーポハウスの使用期間は、この条例による改正後の佐渡市コーポハウス条例第5条の2の規定にかかわらず、その者がコーポハウスに入居した日から施行日の前日までの経過年数に応じ、佐渡市教育委員会において別に定める。

議案第21号

佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕



## 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例

佐渡市公民館条例(平成16年佐渡市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表金井地区公民館の項中「佐渡市千種240番地」の次に「及び佐渡市千種丙202番地1」を加える。

別表金井地区公民館の項を次のように改める。

金井地区公民館	調理室以外の室	佐渡市金井コミュニティセンター条例(平成16年佐渡市条例第171号)別表に定める額
	調理室	800

### 附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

議案第22号

公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
さわたコミュニティセンタービューさわた  
佐和田大佐渡交流活性化センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
株式会社共立メンテナンス
- 3 指定の期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第23号

公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜  
赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉
- 2 指定管理者となる団体の名称  
一般財団法人赤泊振興公社
- 3 指定の期間  
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第24号

財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 土地の所在、地目及び面積

土地の所在	地目	面積（㎡）	
佐渡市小木金田新田149番12	雑種地	319	
佐渡市小木金田新田149番13	雑種地	659	
佐渡市小木金田新田150番3	宅地	1,616	67
佐渡市小木金田新田150番7	宅地	656	37

2 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積（㎡）	
佐渡太鼓体験交流館	佐渡市小木金田新田150番地3	木造かわらぶき2階建	666	82

- 3 無償譲渡の相手方 佐渡市小木金田新田148番地1  
公益財団法人鼓童文化財団  
理事長 島崎 信

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第25号

財産の無償譲渡について（旧吉岡消防団機械器具置場）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )
旧吉岡消防団機械器具置場	佐渡市吉岡字 小川内1708番 地1	木造かわらぶき 平家建	12 42

2 無償譲渡の相手方 佐渡市吉岡806番地  
渡部 渉

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第26号

相互救済事業の委託について

災害による財産の損害に対する相互救済事業を下記のとおり委託したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |         |                            |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 事業名     | 火災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業 |
| 2 | 委託先     | 公益社団法人全国市有物件災害共済会          |
| 3 | 委託する財産  | 本市の所有又は占有に属する財産で必要なもの      |
| 4 | 委託に伴う経費 | 毎年度予算で定める経費                |
| 5 | 委託開始日   | 平成29年4月1日から                |

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第27号

団体営土地改良事業の変更について（江積地区）

団体営土地改良事業を下記のとおり変更することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |       |          |           |
|---|-------|----------|-----------|
| 1 | 事業の名称 | 基盤整備促進事業 | 江積地区      |
| 2 | 工事場所  | 佐渡市江積地内  |           |
| 3 | 変更内容  | 事業費の変更   |           |
|   |       | 当回事業費    | 88,000千円  |
|   |       | 変更事業費    | 114,100千円 |

平成29年3月3日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

（団体営土地改良事業変更計画概要書（江積地区）別紙添付）

議案第28号

佐渡市辺地総合整備計画（平成28～30年度）の変更について

佐渡市辺地総合整備計画（平成28～30年度）の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成29年3月3日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

（佐渡市辺地総合整備計画書（平成28～30年度）（第1次変更）別紙添付）



- 議案第29号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第30号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
について  
（予算書別紙添付）
- 議案第31号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
について  
（予算書別紙添付）
- 議案第32号 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）につい  
て  
（予算書別紙添付）
- 議案第33号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）につ  
いて  
（予算書別紙添付）
- 議案第34号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）  
について  
（予算書別紙添付）
- 議案第35号 平成28年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）に  
ついて  
（予算書別紙添付）
- 議案第36号 平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）につい  
て  
（予算書別紙添付）
- 議案第37号 平成28年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）につい  
て  
（予算書別紙添付）
- 議案第38号 平成29年度佐渡市一般会計予算について  
（予算書別紙添付）
- 議案第39号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について  
（予算書別紙添付）
- 議案第40号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について  
（予算書別紙添付）
- 議案第41号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計予算について  
（予算書別紙添付）
- 議案第42号 平成29年度佐渡市下水道特別会計予算について  
（予算書別紙添付）
- 議案第43号 平成29年度佐渡市小水力発電特別会計予算について  
（予算書別紙添付）

- 議案第44号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計予算について  
( 予算書別紙添付 )
- 議案第45号 平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について  
( 予算書別紙添付 )
- 議案第46号 平成29年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について  
( 予算書別紙添付 )
- 議案第47号 平成29年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について  
( 予算書別紙添付 )
- 議案第48号 平成29年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について  
( 予算書別紙添付 )
- 議案第49号 平成29年度佐渡市真野財産区特別会計予算について  
( 予算書別紙添付 )
- 議案第50号 平成29年度佐渡市病院事業会計予算について  
( 予算書別紙添付 )
- 議案第51号 平成29年度佐渡市水道事業会計予算について  
( 予算書別紙添付 )

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。